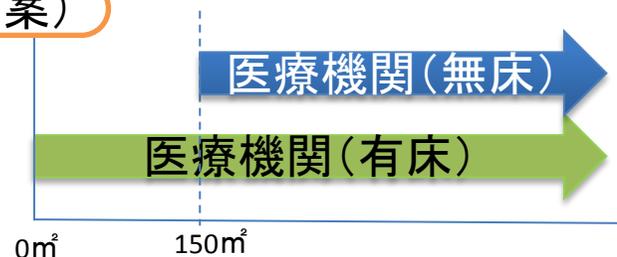


消火器

現行



改正(案)



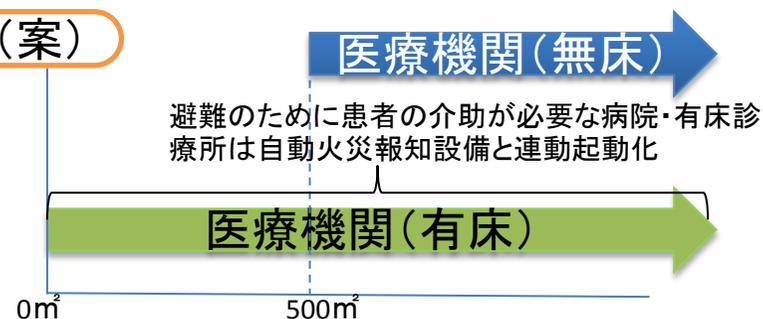
医療機関(入院施設を有するものに限る)の消火器の設置基準を「150m²以上のもの」から「すべてのもの」に引き下げ

消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置等)

現行



改正(案)



・医療機関(入院施設を有するものに限る)の消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置等)の設置基準を「500m²以上のもの」から「すべてのもの」に引き下げ。

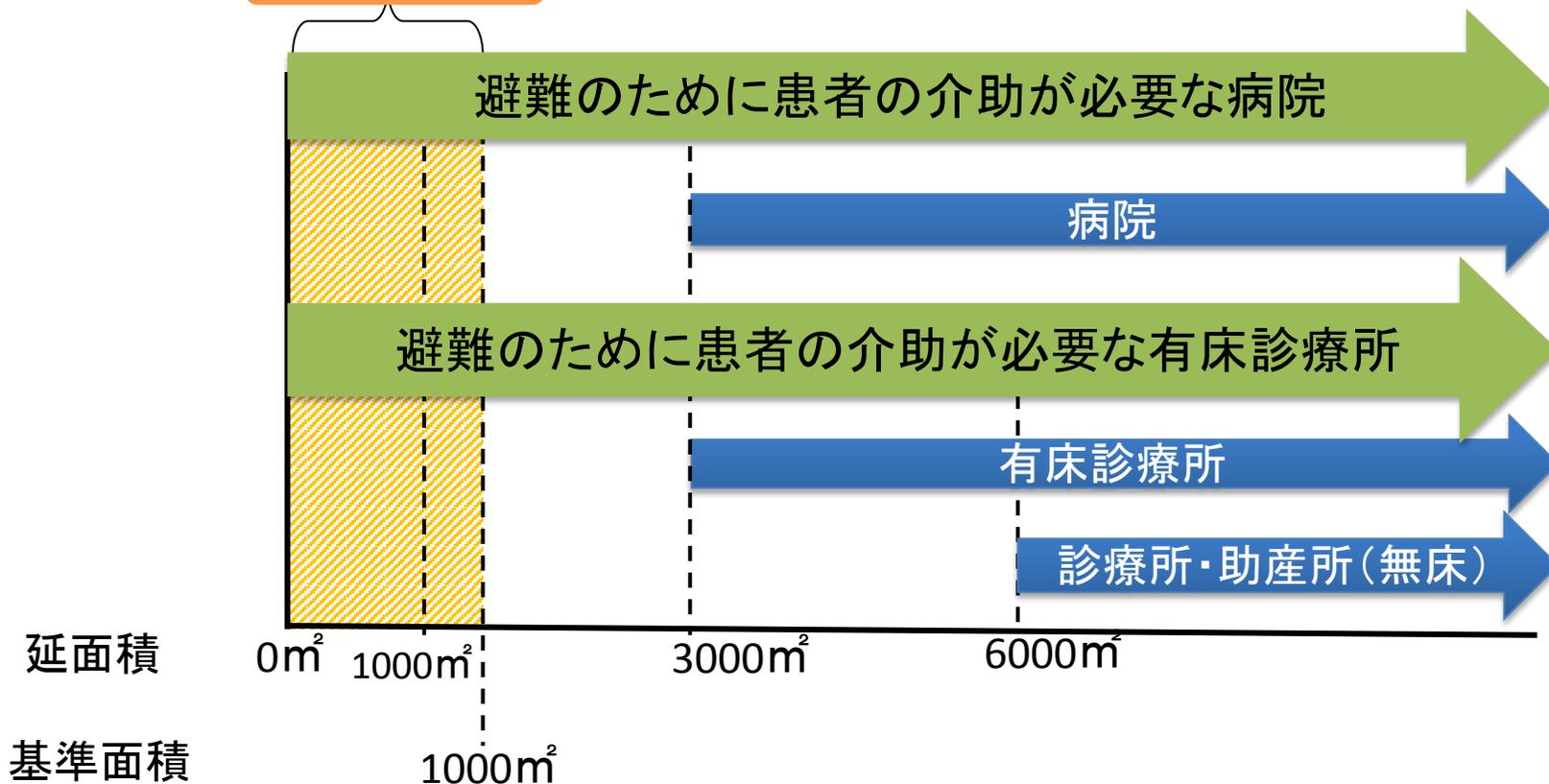
・避難のために患者の介助が必要な病院・有床診療所については自動火災報知設備と連動起動化※

※連動起動化に併せて、特例適用で免除のもの及び消防機関から500m以内立地のものについても基準の見直し

消防用設備等の設置基準の見直し

スプリンクラー設備

水道連結型



※1 3,000m²以上の有床診療所については、病院と同様、原則としてスプリンクラー設備を設置。
(現行:6,000m²以上)

※2 スプリンクラー設備を設置する場合は、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分については、補助散水栓又は屋内消火栓設備で対応。